

犯罪被害につながるアクセスです。

18歳未満の児童の利用は 禁止されています。

児童買春・強姦・強制わいせつ・強盗・恐喝・詐欺・傷害など、「出会い系サイト」に関連した事件で、多くの中・高校生が被害者になっています。

「出会い系サイト」に関する犯罪被害から自分を守る、
3つのNO!

見ない!

書き込まない!

絶対に会わない!

*中・高校生を狙った犯罪に対し、[出会い系サイト規制法]が強化されます。

興味本位のアクセスは、



警察庁

危険がいっぱいの「出会い系サイト」から、中・高校生のみなさんを守るために。

「出会い系サイト」の利用による犯罪は、後を絶ちません。

■ 検挙された事件の例

名前を隠して相手を誘い出す「出会い系サイト」による犯罪は、後を絶ちません。監禁、恐喝、強盗、集団強姦、児童買春・児童ポルノ法違反などから、さらに誘拐や殺人など、生命に関わる事件も起きています。

【事件ファイル①】

■ 身の代金目的誘拐

女子中学生が、男2人に誘拐されてホテルに監禁されたうえ、親に身の代金を要求された。

【事件ファイル②】

■ 強姦致傷、児童買春・児童ポルノ法違反

女子中学生が、男に車内で乱暴されたうえ、その状況を撮影された。

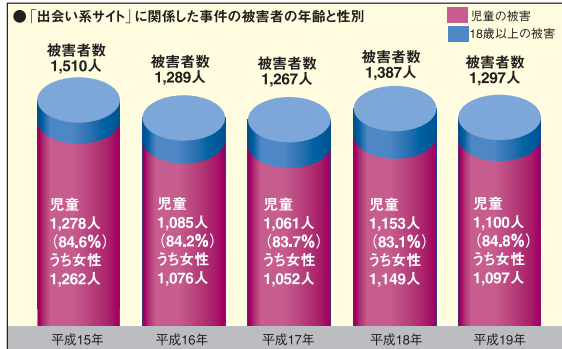
【事件ファイル③】

■ 強制わいせつ、麻薬及び向精神薬取締法違反

女子高校生が、男に向精神薬を飲まされ、意識がもうろうとしたところで、わいせつな行為をされた。

■ 「出会い系サイト」による犯罪被害者は、中・高校生の女子がほとんどです。

平成19年の「出会い系サイト」に関係した事件の被害者の多くは女性で、しかも中・高校生の児童です。“弱いものを狙う”という「出会い系サイト」の犯罪の悪質さを示しています。



■ 被害児童の「出会い系サイト」へのアクセス手段は、96.5%が携帯電話です。

中・高校生も当たり前のように携帯電話を持つ時代。でも、インターネットのさまざまな便利さだけでなく、犯罪に巻き込まれる危険が潜んでいることをしっかり認識しましょう。

自分で守る、家族で防ぐ。「出会い系サイト」の犯罪被害対策



● 3つの「しない」をしっかりと守ろう。

見ない!

「出会い系サイト」にはアクセスしないこと。また、携帯電話やパソコンに届いた「出会い系サイト」の勧誘メールは、絶対に見ないこと。

書き込まない!

一度“書き込み”をすると、相手はさまざまな形で誘惑してきます。

絶対に会わない!

「出会い系サイト」を利用して会うことは絶対にいけません。それが相手の狙いです。



● 携帯電話には「フィルタリングサービス」を設定してください。

「出会い系サイト」の利用を未然に防ぐために、携帯電話各社では有害サイトへのアクセスを制御する「フィルタリングサービス」を、無料で提供しています。お子様に携帯電話を持たせる際には、その設定を必ず確認してください。*詳しくは、携帯電話各社にお問い合わせください。



フィルタリングサービスを受けた画面表示例

● 携帯電話の使用状況を話しあえる環境を作りましょう。

お子様がどのように携帯電話を使っているのか、家庭で気軽に話し合えるようにしましょう。また、利用料金などもチェックするように心掛けてください。

【出会い系サイト規制法】

● 18歳未満の児童は、「出会い系サイト」を利用できません。

【出会い系サイト規制法】では、18歳未満の児童がこれを利用することを禁止しています。

● このような書き込みは犯罪です。

「出会い系サイト」に、児童にかかわる性交など、または対償を示した異性交際の書き込みをすることは、大人でも児童でも処罰の対象となります。

- ♥ 「わたしとHしたいおじさん、いませんか？」 (14歳・中学生)
- ♥ 「¥3~でデートしてもいいよ」 (16歳・高校生)

改正法では、児童にかかわる異性交際の書き込みも禁止されます。

(例) 「中2の女の子で〜す。彼氏、募集しま〜す」

罰則はありませんが、削除の対象となります。

● 【出会い系サイト規制法】が、より厳しく改正されます。

平成20年6月6日に、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律【出会い系サイト規制法】が改正されました。その内容は、「出会い系サイト」事業者に関する規制の強化、児童による利用の防止措置の強化を目的としています。

*詳しくは警察庁ホームページをご覧ください。

■ 警察庁ホームページ

[<http://www.npa.go.jp/cyber/deai/index.html>]